

定住自立圏多重債務無料法律相談

【目的】

近年の多重債務者や生活困窮者等による相談に対し、弁護士による無料法律相談会を圏域内住民を対象に開催することで、地域住民の消費生活の安全性の向上を図る

開催日：第2、第3、第4木曜日

開催場所：大崎市総務部市政情報課消費生活相談室

開催時間：13時～16時（面談時間30分 6枠）

相談受付事務担当：大崎市消費生活センター

【周知方法】

広告掲載：毎月各市町の広報誌に掲載する

【相談受付体制】

- ・基本的には各市町で相談を受け付ける
- ・地元に相談しにくい等の理由がある場合は、大崎市消費生活センターで受け付ける

【相談内容について】

- ・過払い金の請求のみの相談については、法律相談センターを案内する
 - ・事業者からの相談は商工会議所、法律相談センターを案内する
- ※ 家族で経営している個人事業者は、個人債務が含まれるため相談を受ける

【弁護士費用について】

- ・弁護士相談日の相談については無料
- ・弁護士に委任する場合の費用

資料① 仙台弁護士会・多重債務事件処理運用基準

資料② 大崎市無料法律相談に関わる多重債務処理の運用基準

【法テラスの法律扶助制度の利用について】

- ・経済的に困っている方（低収入、生活保護受給者、無職の方等）が弁護士を依頼する場合の費用を立て替える制度である
- ・法テラスに申請書を提出し、収入基準等の審査後に決定される
- ・生活保護受給者及びそれに順ずる方は、支払いの猶予、免除できる場合がある